

平成21年3月議会 条例案等の概要

番号	条例名	主な内容											
	<p>武雄市戸別浄化槽条例</p>	<p>□ 戸別浄化槽の設置、使用及び管理について必要事項を定める新規条例</p> <p>目的 生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 戸別浄化槽 汚水を処理するため市が設置及び管理する50人槽以下の浄化槽 ◆ 処理区域 集合処理区域（公共下水道・農業集落排水処理区域）を除く市内全域 ◆ 分担金等 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 分担金 戸別浄化槽1基につき15万円 *複数の建築物の汚水を1基で処理する場合は建築物1棟につき15万円 ◇ 増こう経費 標準工事以外の工事に要する費用 ◆ 使用料（下水道使用料と同額） <table border="1" data-bbox="619 838 1425 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本料金 (1月につき)</td> <td>5m³以下の場合</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5m³を超える場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 (1月につき)</td> <td>10m³を超える部分</td> <td>1m³につき 180円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 個人浄化槽の寄附 寄附の申出により受け入れた個人設置浄化槽 → 戸別浄化槽とみなし、この条例の規定を適用 <p>《 施行日 平成21年4月1日 》</p>	区分	汚水量	金額	基本料金 (1月につき)	5m ³ 以下の場合	1,000円	5m ³ を超える場合	2,000円	超過料金 (1月につき)	10m ³ を超える部分	1m ³ につき 180円
区分	汚水量	金額											
基本料金 (1月につき)	5m ³ 以下の場合	1,000円											
	5m ³ を超える場合	2,000円											
超過料金 (1月につき)	10m ³ を超える部分	1m ³ につき 180円											
	<p>武雄市部設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>□ 組織機構の見直しに伴う改正</p> <p>目的 組織の簡素化・効率的な行政の推進 ＜行財政運営の基本的な計画を同一部で執行＞</p> <p>内容 ◆ 総務部と企画部の統合 ⇒ 政策部の新設</p> <p>《 施行日 平成21年4月1日 》</p>											
	<p>武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>□ 職員の勤務時間の改定に伴う改正</p> <p>目的 人事院勧告に基づく勤務労働条件の改善 ＜民間との均衡を図る＞</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1週間当たりの勤務時間 「40時間」⇒「38時間45分」 ◆ 1日の勤務時間の割振り 「8時間」⇒「7時間45分」 等 <p>《 施行日 平成21年4月1日 》</p>											

	<p>武雄市特別会計条例の一部を改正する条例</p>	<p>□ 特別会計の新設に伴う改正</p> <p>目的 特定事業に係る特別会計の新設</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 武雄市戸別浄化槽事業特別会計 戸別浄化槽事業 ◆ 武雄市新工業団地整備事業特別会計 新工場団地整備事業 <p>《 施行日 平成21年4月1日 》</p>												
	<p>武雄市文化財保護条例の一部を改正する条例</p>	<p>□ 「市重要文化財」及び「市史跡名勝天然記念物」に対する保護強化を図るための罰則規定の見直しに伴う改正</p> <p>目的 罰則強化により抑止効果を高める</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 損壊、現状変更による滅失等に対する罰則 「3万円以下の罰金又は科料」 ⇒ 「1年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料」 ◆ 無許可による現状変更等に対する罰則 「2万円以下の罰金又は科料」 ⇒ 「10万円以下の罰金又は科料」 <p>《 施行日 平成21年7月1日 》</p>												
	<p>武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>□ 3歳以降の乳幼児の医療費に係る助成の拡充に伴う改正</p> <p>目的 子育てに伴う経済的負担の軽減を図る</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 3歳以上就学前児童の医療費助成の拡充 <p>【現行】</p> <table border="1" data-bbox="722 1310 1361 1423"> <tr> <td>歯科診療</td> <td>一部負担金全額</td> </tr> <tr> <td>入院に係る保険給付</td> <td>一部負担金の1/2</td> </tr> <tr> <td>障がい児の保険給付</td> <td>一部負担金の1/2</td> </tr> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="722 1498 1425 1610"> <tr> <td>保護者負担</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(診療報酬明細書ごとに300円を控除した額を助成)</td> </tr> <tr> <td>薬局については、</td> <td>一部負担金全額</td> </tr> </table> <p>《 施行日 平成21年4月1日 》</p>	歯科診療	一部負担金全額	入院に係る保険給付	一部負担金の1/2	障がい児の保険給付	一部負担金の1/2	保護者負担	300円	(診療報酬明細書ごとに300円を控除した額を助成)		薬局については、	一部負担金全額
歯科診療	一部負担金全額													
入院に係る保険給付	一部負担金の1/2													
障がい児の保険給付	一部負担金の1/2													
保護者負担	300円													
(診療報酬明細書ごとに300円を控除した額を助成)														
薬局については、	一部負担金全額													
	<p>武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>□ 診療報酬に係る算定方法の告示の制定に伴う改正</p> <p>目的 急患センター診療報酬に係る算定方法の告示番号等の改正</p> <p>内容</p> <table border="1" data-bbox="722 1874 1062 2055"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>「療養による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)」</td> <td>「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <p>《 施行日 公布の日 》</p>	現行	改正後	「療養による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)」	「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」								
現行	改正後													
「療養による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)」	「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」													

<p>武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例の一部を改正する条例</p>		<p>□ 融資あっせんの対象となる改造工事の対象見直しに伴う改正</p> <p>目的 水洗化による生活環境と公衆衛生の向上</p> <p>内容 ◆ 追加する対象工事 戸別浄化槽等 戸別浄化槽及び個人設置浄化槽（市の補助を受け設置する浄化槽）に接続するための改造工事 * 利子助成については対象外 ◆ 対象建築物の見直し 住居の用に供される建築物以外も対象 《 施行日 平成21年4月1日 》</p>
<p>武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例</p>		<p>□ 配水管未設置地域における水道施設整備工事に係る分担金の徴収に伴う改正</p> <p>目的 配水管未普及地への安全・安定的な水の供給</p> <p>内容 ◆ 水道施設整備工事 配水管未設置地域で新たな給水需要に応じるため市が施工する工事 ◆ 分担金の額 工事に要する費用を超えない範囲内で管理者が定める額 《 施行日 平成21年4月1日 》</p>
<p>武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例</p>		<p>□ 人間ドック等に係る手数料の額の改定、人間ドック追加項目の見直し等に伴う改正</p> <p>★ 診療報酬の算定方法の告示番号の改正 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例と同理由 《 施行日 公布の日 》</p> <p>★ 人間ドック追加項目の見直し等</p> <p>目的 人間ドック検査項目の拡充及び手数料の額の見直し</p> <p>内容 ◆ 新設する人間ドック検査項目 大腸カメラ検査 胃カメラ検査 腹部CT検査 子宮がん検査 脳検査 腫瘍マーカー ◆ 人間ドック基本検査手数料 「39,900円」⇒「36,750円」 ◆ 脳ドック手数料 「29,400円」⇒「31,500円」 《 施行日 平成21年4月1日 》</p>
<p>財産の取得について</p>		<p>□ 武雄温泉保養村整備事業用地 (武雄市土地開発公社経営健全化計画に基づく買戻し)</p> <p>取得する土地の場所 武雄市武雄町大字永島 取得する土地の面積 42,321.93㎡ 取得価格 109,686,541円 取得の相手方 武雄市土地開発公社</p>

	市道路線の廃止 について	<input type="checkbox"/> 県との道路網再編協議に伴い県に移管する路線の廃止 3路線 【 ① 人馬屋線 ② 郡役所線 ③ 小楠総合庁舎線括 】
	市道路線の認定 について	<input type="checkbox"/> 県との道路網再編協議に伴い県から移管される路線の新たな認定 3路線 【 ① 武雄温泉線 ② 本町川良線 ③ 武雄甘久線 】
	武雄市土地開発 公社定款の変更 について	<input type="checkbox"/> 公有地の拡大の推進に関する法律等の一部改正及び理事会の議決事項等の見直しに伴う定款の変更 ★ 公有地の拡大の推進に関する法律等の一部改正に伴う第9条第5項、第18条第1号関係) 《 施行日 公布の日 》 ★ 理事会の議決事項並びに事業報告及び決算に係る事項の見直し (第16条第1項第3号、第23条関係) 「キャッシュフロー計算書」の追加 《 施行日 佐賀県知事の認可のあった日 》